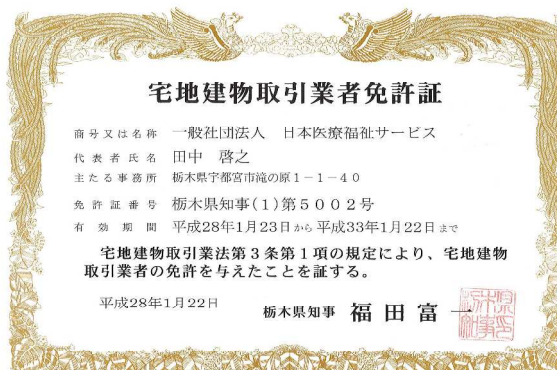




## 住宅セーフティネット法ってご存知ですか？

住宅セーフティネット法とは「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」をさしています。この法律は平成19年7月6日に公布・施工されていますが、経済的な理由などによって困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するために低所得者に限らず、高齢者、障がい者、外国人、災害被災者、母子世帯や父子世帯、DV被害者、犯罪被害者、ホームレス、被生活保護者など、想定される対象が広がっています。しかし、現実には「住宅確保要配慮者」に対する住宅供給の担い手として各地方公共団体による公営住宅や、UR賃貸住宅があげられるものの、民間の賃貸住宅では空家増加が大きな社会問題になっているにもかかわらず低所得者や高齢者、障がい者、小さな子供のいる世帯などが入居を断れるケースも少なくないのが現状です。そのため、「住宅確保要配慮者」の入居を条件としてリフォームを必要とする空家に対してはその費用を国が直接補助をする「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」という制度も設けられておりますし、平成23年度からは地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、家主、居住支援団体などが組織する「居住支援協議会」が各都道府県に設置されているらしいですが、財政難の中で社会保障関連の負担が増大し、計画が思うように進んでないのが現状です。栃木県でも栃木県建築士会が「栃木県住生活支援協議会」のホームページを立ち上げておりますが、未だ内容が整備されていないのが我々でも見て取れる状態にありますので、当団体としても今後は協力をさせていただきながら推進していければと考えております。そこで、フレールだより新春号でお知らせした当団体の宅地建物取引業の認可取得に繋がっていくわけです。ご存じの通り障がい福祉サービスを提供する私たちですから、障がいを持った方へのサービスはもちろんのこと、雇用している利用者の中には中国語や台湾語、もちろん英語も話せるスタッフもおりますので「住宅確保要配慮者」に対する多様なニーズに応えられるよう幅広いサービスで取り組んでいこうと考えております。詳細につきましてはまたの機会に紹介させていただきます。この度、法人格が一般社団法人での宅地建物取引業の許認可は県内初とのことでしたが、既に1月下旬に無事に許可証はいただいておりますので、取り急ぎ不動産の相談がございましたら承りますので宜しくお願い致します。



## FPUIに団体様ご来場です<(\_ \_)>

来る2月11日建国記念日に栃木県高等学校教職員組合様の上都賀支部交流集会「親善マス釣り」の会場としてフィッシングパーク宇都宮インター（FPUI）をご利用いただき30名近い団体様ご来場されました。今回のご来場のきっかけとなったのは、なにやらフレールカンパニー宇都宮インターの利用者の口利きとのこと。ここにも隠れた立派な営業マンがいたかと感心させられました。栃木県高等学校教職員様には今回を機にまたのご来場をお待ちしております。ご利用ありがとうございました。



## 報告とお知らせ

※2月は全土日が休日 祝日11日は出勤となっております

○平成26年度年間平均給与及び工賃	○平成28年1月度支給分給与及び工賃
県内A型事業所(雇用型) 60,111円	当A型新町 滝の原事業所平均 62,224円
県内B型事業所 15,451円	当B型事業所平均 22,169円

○障がい者登録人数(2016年 2月10日現在)  
 フレールカンパニー新町(A型) 33名  
 フレールカンパニー宇都宮インター(B型) 23名  
 フレールカンパニー滝の原(A型) 33名

利用者計 89名

※各施設ともに随時利用者の募集を行っておりますのでお気軽に見学や体験通所などのお問い合わせをお待ちしております。

皆様のお口添えも宜しくお願い致します。

○(一社)日本医療福祉サービスでは基金、寄付金の募集を常時行っております。障がい者を取り巻く環境整備や広報活動にご理解いただき、ご支援とご協力をお願い致します。